

日本歯科衛生教育学会

評議員選出規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本歯科衛生教育学会（以下「本会」という。）会則第13条に基づき、評議員の選任等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定 数)

第2条 本会会則第11条（5）より、本会に50名以内の評議員を置く。

(選 出)

第3条 評議員は、本会正会員の中から次の各号の選出方法によって選出され、総会で承認された者とする。

(1) 評議員候補者は、本会会員2名の推薦を受け、所定の届出を行った者とする。

(2) 選挙は、所定の届出を行った者の中から選出する。方法は郵送による信任投票とし、有効投票数の過半数をもって決する。届出者が前条の定数に満たない場合は、届出を行った者全てを信任者とする。

前条の定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、定数以内の評議員を若干名選任することができる。

(任期等)

第4条 評議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員の補充のため、又は増員により就任した評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第5条 評議員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他評議員としてふさわしくない行為のあったとき

2 前項の規程により評議員を解任しようとする場合は、議決の前に当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(改 廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会理事会において承認した日（平成26年11月28日）から施行する。